

都城市移住応援給付金の交付申請に関する誓約及び同意書

私は、都城市移住応援給付金の交付申請に当たり、次のとおり誓約及び同意します。

（誓約事項）

- 1 都城市移住応援給付金交付要綱、都城市補助金等交付規則並びに宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領及び宮崎県地域課題解決型起業支援事業実施要領を遵守します。
- 2 都城市移住応援給付金に関する報告及び立入調査について、都城市から求めがあった場合には、それに応じます。
- 3 都城市移住応援給付金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合は、交付を受けた移住応援給付金の全額を、速やかに都城市に返還します。
- 4 都城市移住応援給付金の申請日から3年未満の間に本市以外の市区町村に転出した場合は、交付を受けた移住応援給付金の全額を、速やかに都城市に返還します。
- 5 都城市移住応援給付金の申請日から1年以内の間に都城市移住応援給付金交付要綱第4条第1項第1号の要件を満たす職を辞した場合は、交付を受けた移住応援給付金の全額を、速やかに都城市に返還します。
- 6 都城市移住応援給付金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合は、交付を受けた移住応援給付金の全額を、速やかに都城市に返還します。
- 7 都城市移住応援給付金の申請日から3年以上5年以内の間に本市以外の市区町村に転出した場合は、交付を受けた移住応援給付金の半額を、速やかに都城市に返還します。
- 8 都城市移住応援給付金の申請日から5年を超えて10年以内の間に本市以外の市区町村に転出した場合は、交付を受けた移住応援給付金の4分の1の額を、速やかに都城市に返還します。
- 9 都城市移住応援給付金交付要綱第3条第3項の規定により加算の交付を受け、都城市移住応援給付金の申請日から3年未満の間に本市の中山間地域等以外に転居した場合は、交付を受けた移住応援給付金のうち当該加算された額の全額を、速やかに都城市に返還します。
- 10 都城市移住応援給付金交付要綱第3条第3項の規定により加算の交付を受け、都城市移住応援給付金の給付金の申請日から3年以上5年以内の間に本市の中山間地域等以外に転居した場合は、交付を受けた移住応援給付金のうち当該加算された額の半額を、速やかに都城市に返還します。
- 11 都城市移住応援給付金交付要綱第3条第3項の規定により加算の交付を受け、都城市移住応援給付金の給付金の申請日から5年を超えて10年以内の間に本市の中山間地域等以外に転居した場合は、交付を受けた移住応援給付金のうち当該加算された額の4分の1の額を、速やかに都城市に返還します。

（同意事項）

都城市が、移住応援給付金に係る私の個人情報について、都城市移住応援給付金の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること及び宮崎県が実施する移住

支援金等にかかる事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、宮崎県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年 月 日

都城市長 宛て

申請者住所

氏名

(署名又は記名押印)